事 務 連 絡 令和2年4月14日

各 【都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区】健康増進事業担当課

厚生労働省健康局健 康 課 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 健康増進事業の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、令和2年4月7日に新型インフル エンザ等特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を 行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の7都府県がその対象とされ たところです。各地方自治体における健康増進事業実施担当部局においては、当該緊 急事態宣言を踏まえ、健康増進事業について、下記に留意の上、適切な対応をお願い します。また、都道府県においては、管内市町村への周知徹底を図るようお願いしま す。

なお、令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発 生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について(注意喚起)」は廃止します。

記

- 1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等(以下単に「各種健診・ 保健指導等」という。)であって集団で実施するものについては、
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定される都道府県 内の市町村及び「感染拡大警戒地域※」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の 市町村においては、原則として実施を延期すること。
- それ以外の市町村においては、当面の間における実施の必要性を改めて検討する とともに、必要に応じて延期等の措置を行うこと。なお、実施する場合には、感染 拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗い 場の確保、体調不良受診者の事前の把握(受付時の発熱等症状の確認など)、会場 入口へのアルコール消毒液の設置など適切に対応されたい。

また、延期等により、各種健診・保健指導等受診できない者には、別の機会に各 種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

- 2 当該健康増進事業の社会的必要性等を踏まえ、訪問指導等で家庭を訪問する場合には、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。
 - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
 - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 個別で実施する各種健診・保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。なお、実施する場合には、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。 (参考)
- ○厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※感染拡大警戒地域

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日)において以下の地域と定義されている。

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して 大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(爆発的患者急増)と呼べるほ どの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者につ いても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。